

## 環境省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 第一 独立行政法人国立環境研究所の業務に関する事務並びに環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行う事務を総合環境政策局及び同局総務課の所掌とすること。
- 第二 内閣に設けられた共済組合に関する事務（環境省及び環境省の所掌する独立行政法人の職員に関するものに限る。）を会計課の所掌とすること。
- 第三 職員に貸与する宿舍に関する事務について、環境省の所掌する独立行政法人の職員に係るものを含むこととすること。
- 第四 環境省に置く施設等機関について所要の規定の整備を行うこと。
- 第五 この政令は、平成十三年四月一日から施行すること。